

2025 年度 神戸市障がい者生活実態調査業務 仕様書

1. 業務名

2025 年度 神戸市障がい者生活実態調査業務

2. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日

3. 契約上限額

10,549 千円（消費税・地方消費税含む）

4. 業務目的

障害者基本法に基づき、障がい者の現在の生活状況、必要な福祉ニーズ、就労の状況・意識、施設入所者の地域移行の希望、強度行動障がい者のサービス利用状況や支援ニーズ、及び前回調査からの変化などを把握し、新たな神戸市障がい者保健福祉計画及び第 8 期神戸市障がい福祉計画・第 4 期神戸市障がい児福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として実施する。

5. 業務内容

(1) 実態調査業務

①調査対象者数（抽出条件）の検討

- ・当該分野における全市の対象者の実態を適切に把握するために十分な標本数を確保すること
- ・下記「ア.対象者」の個別の分析においても支障のない回収数を確保すること

ア 対象者

- ・身体障害者手帳所持者（肢体・視覚・聴覚言語・内部）
- ・療育手帳所持者
- ・自立支援医療（精神通院）受給者
- ・重複障害者（身体・知的／身体・精神／知的・精神／身体・知的・精神）
- ・精神入院患者
- ・指定難病受給者証所持者
- ・発達障害者

②調査項目の検討

実態をより正確に把握するために、調査項目の設計にあたっては、家族など、支援者側の実態やニーズを把握できる項目、地域移行や施設入所のニーズに関する項目、就労に関する項目、また、社会参加や施設利用に関する項目、災害時に必要とされる支援項目、障害者理解の促進に関する項目、障害児支援に関する項目など、障害者福祉をとりまく状況変化に伴い、前回調査からの経年変化の把握のみならず、神戸市の障害者施策に反映させるための基礎となるような調査項目を補強設計すること。

また、市関係課からの追加項目、及び「障がい者生活実態調査にかかる検討会」等で審議し、必要とされた項目については適宜追加・項目設計をすること。

検討にあたっては、回答者が障がい者等である点を十分考慮すること。

③調査票の作成

- ・調査票は、A4 判タテ（横書き）とする
- ・調査票には、依頼文（A4、片面印刷 1 枚）をつけること
- ・受託者は完成した調査票のデータ及び原本 1 部を市へ提供し、その後の印刷・封筒作成・封入封緘・発送（郵送依頼分）業務は市負担とする。なお、障害者支援団体等を通じての配布分（発達障害者）について、その発送にかかる郵送費用は受託者負担とする
- ・返信用封筒作成費、返送費は市負担とする
- ・調査票の依頼文（点字版）は受託者が提供した依頼文データをもとに、市が作成の上、送付する

④調査票の回収

返信用封筒により、受託者が直接受領する。受託者は、受領した封筒数を適宜、市に報告する。

⑤調査結果の取りまとめ

- ・調査対象ごとに全調査項目を入力すること（自由意見含む）
- ・調査結果に基づき、単純集計およびクロス集計を行うこと
- ・集計結果に基づき、市と協議しながら、本市における福祉、保健・医療、雇用、生活環境、教育など幅広い分野を対象としたニーズについて、分析・考察を行うこと

⑥速報版の作成

- ・調査結果回収と同時期に速報版を作成すること
- ・神戸市障害者施策推進協議会において速報版の報告を行うこと
- ・完成した速報版はデータ及び原本1部を市へ提供すること

(2) 報告書作成業務

- ・調査結果をとりまとめ、市と協議しながら、報告書を作成する。
なお、調査結果から、次期計画への課題を抽出の上総括し、計画策定における基礎資料となりえるよう、報告書の内容や構成について工夫すること。また、調査結果に基づく一次分析に加え、特徴的な現状と課題をまとめること
- ・完成した報告書は、データ及び原本1部を市へ提供すること

(3) 会議への出席、説明、報告業務

業務遂行のため、以下のヒアリング・会議・打合せを実施することとする。また、実施時には必要に応じて受託者が説明・報告を行うものとする。

- ・内部の調整会議
- ・障害者施策推進協議会
- ・障がい者生活実態調査にかかる検討会
- ・業務遂行に係る担当課との打合せ（業務遂行過程における適宜の報告）

6. 成果物（神戸市に提出するもの）

- (1) 作成した調査票・依頼文（1部）及び電子データ
 - (2) 会議で使用した資料（1部）及び電子データ
 - (3) 報告書及び速報版の冊子（各1部）及び各電子データ
 - (4) その他当業務のため作成した資料（1部）及び電子データ
- ※すべて神戸市の成果物となり、著作権は神戸市に帰属する。
※回収した調査票は、神戸市に返却すること。

7. 納入場所

神戸市福祉局障害福祉課（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）

8. 業務スケジュール

- | | |
|---|----------------|
| (1) 調査票（アンケート項目）案提出 | 令和7年7月上旬 |
| (2) 障がい者生活実態調査にかかる検討会及び
障害者施策推進協議会にて調査票の説明 | 令和7年7月～8月（複数回） |
| (3) 調査票送付 | 令和7年10月頃 |
| (4) 調査票回収 | 令和7年11月頃 |
| (5) 障害者施策推進協議会で速報値等説明 | 令和8年1月 |
| (6) 報告書提出 | 令和8年3月 |

9. 業務責任者等の選任について

受託者は、契約締結後直ちに、業務責任者1名を選任して本市に届け出なければならない。業務責任者は、契約期間中は本業務を優先して遂行できるよう可能な限り専任するものとする。

契約期間中の業務責任者の交代は原則認めない。やむを得ず交代する場合は、事前に本市の許可を得なければならない。

受託者は、必要に応じて業務責任者以外の業務担当者を選任することができる。業務担当者を選任する場合、事前に本市に届け出るものとする。

10. 委託料の支払い

委託料は、成果品の納品後に受託者の請求に基づき支払う。

11. 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

12. その他留意事項

- (1) 個人情報の取り扱いについては、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」に準じて行うこと。
- (2) 発注者が業務に係る必要な資料の提出依頼をした場合は、随時作成して提出すること。
- (3) 仕様書に定めのない事項については必要に応じて双方協議して定める。